

【令和元年（H31）6月1日より】

中部地方整備局建設産業課

① 解体工事業の経過措置終了に伴う注意点

平成31年5月31日で解体工事業の経過措置が終了することに伴い、平成31年6月1日申請受付分（※県での受付押印日）より以下の取り扱いとなりますのでご注意ください

	平成31年5月31日申請受付まで	平成31年6月1日申請受付から
【工事種別完成工事高】 業種コード「300」（と土解体経過措置） （※総合評定値通知書上の通知	記載必要 有り	記載不要 無し）
【技術職員名簿】 業種コード「99」（と土解体経過措置）	記入可	記入不可

② 経営事項審査の確認資料の変更について

工事経歴書（様式第2号）に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書の写し（前年度未受審の場合は2期分）の提出件数を以下のとおり変更します

	平成31年5月31日申請受付まで	平成31年6月1日申請受付から
記載金額のうち、元請・下請に関 わらず金額の高い順に上位から	10件 (10件に満たない場合は全て)	5件 (5件に満たない場合は全て)

③ 対象者

①②ともに中部地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者